

上越市立学校県費負担教職員安全衛生管理規則をここに公布する。

令和8年3月26日提出

上越市教育委員会教育長 早川 義裕

上越市教育委員会規則第5号

上越市立学校県費負担教職員安全衛生管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員（以下「職員」という。）の安全と健康を確保するための安全管理及び衛生管理について必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第2条 職員は、この規則により置かれる総括安全衛生管理者その他安全衛生管理に携わる者が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びこの規則に基づいて講ずる安全と健康を確保するための措置に従うとともに協力しなければならない。

(総括安全衛生管理者)

第3条 教育委員会に総括安全衛生管理者（以下「総括管理者」という。）を置く。

2 総括管理者は、教育委員会事務局参事をもって充てる。

3 総括管理者は、学校衛生推進者を指揮し、法第10条第1項各号に掲げる業務を統括管理する。

(総括安全衛生副管理者)

第4条 教育委員会に総括安全衛生副管理者（以下「総括副管理者」という。）を置く。

2 総括副管理者は、学校教育課長をもって充てる。

3 総括副管理者は、前条に規定する総括管理者の業務の遂行を補佐するとともに、総括管理者の指示する業務を管理する。

(安全管理者)

第5条 教育委員会に安全管理者を置く。

2 安全管理者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第5条各号のいずれかに該当する職員のうちから教育委員会が任命する。

3 安全管理者は、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち安全に係る技術的事項を管理するとともに、規則第6条第1項に規定する業務を行う。

(衛生管理者)

第6条 教育委員会に衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、規則第10条各号のいずれかに該当する職員のうちから教育委員会が任

命する。

- 3 衛生管理者は、総括管理者の指揮を受け、並びに産業医の指揮及び助言により法第10条第1項各号に掲げる業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理するとともに、規則第11条第1項に規定する業務を行う。

(学校衛生推進者)

第7条 学校に学校衛生推進者を置く。

- 2 学校衛生推進者は、当該学校の長をもって充てる。
- 3 学校衛生推進者は、総括管理者の指揮を受け、並びに産業医の指揮及び助言を受け法第10条第1項各号に掲げる業務を行う。

(産業医)

第8条 教育委員会に産業医を置く。

- 2 産業医は、上越市職員安全衛生管理規則（昭和57年上越市規則第16号）第10条第2項に基づき委嘱された者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 産業医は、規則第14条第1項各号に掲げる業務を行うとともに、職員の健康障害の防止に関して必要な措置を講ずるものとする。

(安全衛生教育)

第9条 総括管理者は、法第59条に規定する安全衛生教育を行うとともに、職員の健康障害の防止に努めるものとする。

(健康診断)

第10条 総括管理者は、職員の健康管理に資するため、次に掲げる健康診断を実施する。

- (1) 一般定期健康診断
- (2) 臨時健康診断

- 2 前項各号に掲げる健康診断の対象者、検査項目その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- 3 総括管理者は、職員が第1項各号に掲げる健康診断の実施時期に近接した時期に総合的な健康診査で教育委員会が定めるもの（以下「総合健診」という。）を受ける場合において、当該健康診断の検査項目について当該総合健診の検査の結果を利用することができることを認めるときは、その検査をもって当該健康診断における検査に代えることができる。
- 4 総括管理者は、職員が疾病、公務その他やむを得ない理由により定められた期間内に健康診断を受診することができない場合で、かつ、必要と認めるときは、当該職員に対し、別に健康診断の受診を指示し、併せて健康診断書の提出を指示することができる。

(健康診断の周知)

第11条 総括管理者は、前条第1項各号に掲げる健康診断の実施に当たっては、職員にあらかじめ日時、場所、検査項目その他必要な事項を周知し、定められた期間内に受診できるよう配慮しなければならない。

(健康管理区分)

第12条 産業医は、健康診断の結果に基づき、別表に定めるところにより職員の健康管理区分を決定し、総括管理者に報告しなければならない。

(健康管理の記録)

第13条 総括管理者は、健康診断の結果、健康管理区分その他必要な事項を記録し、職員の健康管理に関する指導に活用しなければならない。

(安全衛生委員会の設置)

第14条 法第17条第1項各号及び第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議し、教育委員会に意見を述べるため、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(安全衛生委員会の組織等)

第15条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、総括管理者及び総括副管理者並びに教育委員会が任命する次に掲げる者を充てる。

- (1) 安全管理者及び衛生管理者
- (2) 職員のうち安全又は衛生に関し経験を有する者
- (3) 産業医

3 前項第1号及び第2号の委員のうち、半数以上は職員とする。

4 委員の任期は、第2項第1号及び第2号の委員にあつては1年、同項第3号の委員にあつては2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に議長を置き、総括管理者をもって充てる。

6 議長は、委員会を総括する。

7 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(安全衛生委員会の会議等)

第16条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員の半数以上が出席しなければならない。

2 議長は、会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第12条関係)

区分		内容
勤務措置	A	休業 休暇、休職等の方法で療養のため必要な期間勤務をさせない。
	B	制限勤務 勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、超過勤務及び休日勤務をさせない。
	C	軽勤務 超過勤務及び休日勤務をさせない又はこれらの勤務を制限する。
	D	普通勤務 勤務に制限を加えない。
医療指導	1	要治療 必要な医療を受けるよう指示する。
	2	要観察 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示する。
	3	健康 医療、検査等の措置を必要としない。